

長浜市公売公告兼見積価額公告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告する。

令和7年5月15日

長浜市長 浅見 宣義

公売の方法	せり売り
参加申込期間	令和7年5月30日（金）13時00分から 令和7年6月17日（火）23時00分まで
入札期間	令和7年6月24日（火）13時00分から 令和7年6月26日（木）23時00分まで
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する インターネット公売システム上
売却決定の日時	令和7年6月27日（金）10時00分
売却決定の場所	滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎1階 滞納整理課
買受代金の納付の期限	令和7年7月4日（金）14時30分
公売保証金	別紙のとおり
見積価額	別紙のとおり
買受人の資格その他要件	国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
公売財産上の質権者、抵当権者の権利等の内容の申出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその権利の内容を申し出てください。
公売財産の表示	別紙のとおり

その他の事項

- 1 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 2 公売保証金の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（ごく一部利用できないカードがあります。）に限ります。
- 3 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、K S I 官公庁オークションのログインIDを最高価申込者の氏名とします。
- 5 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 6 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負います。また、引渡財産は、買受代金納付時点の現状有姿により行います。
- 7 長浜市（執行機関）は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 8 売却決定金額は、落札価額とします。
- 9 執行機関が公売財産を占有しているので、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。また、公売財産の送付を希望される場合は、「送付依頼書」の提出が必要です。
- 10 その他、本件公売は、国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 11 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 12 入札者等が、自己に関わる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用等をされることにより損害を受けた場合に、長浜市は何ら補償しません。
- 13 ここに掲げるもの以外については、長浜市インターネット公売ガイドラインによります。

別紙

公売財産の名称、数量、公売保証金及び見積価額			
公売財産の名称、数量	財布 1点（ルイヴィトン モノグラム様）		
見 積 価 額	10,000円	公売保証金	10,000円